

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年6月27日（金）午後1時 議会委員会室

出席委員（８名）

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 今 城 雅 子

岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 塚 田 佳 充

中 田 利 幸 錦 織 陽 子

欠席委員（０名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聽者

安達議員 稲田議員 大下議員 門脇議員 土光議員 又野議員 松田議員

森田議員　森谷議員　吉岡議員

報道関係者 2 人 一般 3 人

審査事件

陳情第96号 「陳情」の取り扱いの変更について（陳情） 「不採択」

陳情第 97 号 米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情
[不採択]

陳情第 98 号 米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情
[不採択]

協議事件

- ・広報広聴委員の選出について
- ・今定例会における議事運営について（一部について秘密会を実施）

~~~~~

午後 1 時 0 0 分 開会

**○戸田委員長** ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日は、26日の本会議で当委員会に付託されました陳情3件を審査いたします。

陳情第 96 号、「陳情」の取り扱いの変更について（陳情）、陳情第 97 号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情について及び陳情第 98 号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情については、同趣旨の陳情ですので、一括して議題といたします。

当該陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出者の足羽佑太様、陳情提出団体、原子力防災を考える県民の会及びえねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）の新田ひとみ様に御出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思います、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第96号の足羽様、お願いいたします。

**○足羽氏（参考人）** まず、本日、陳情の提出に際しまして、このように御参集賜りましたこと、またこのように御説明の機会を与えていただきましたこと、委員長をはじめ、委員の皆様、関係議員の皆様、また職員の皆様に対して心より御礼申し上げたいと思います。

早速ではございますが、このたびの陳情に関して説明をさせていただきたいと思います。

この陳情の提出の経緯ですが、まず、市外からの陳情を受付や議員配付はするものの、その審議の対象にしない、そのような制度改正がこのたび9月議会から適用されて行われようとしているということについて聞き及び、その改正をしないように求める陳情、これが今回の陳情の提出の目的及び趣旨であります。

まず、そもそも、私、この話を聞いたときにすごく思ったんですけども、今般の制度改正は、法律とか制度改正をするっていう場合に、基本的に、いわゆる立法事実、すなわち、この改正をしなければならない理由だったり、喫緊の必要性っていうものが一般的にどのような法律であっても、ルールであってもあると思うんですが、果たしてその立法事実だったり、制度改正の目的、必要性っていうものがあつたのかなというところで、そこがすごく私はまず疑問に思ったっていうところがあります。これを急にやらなければならない理由があつたのかというところなんです。なぜなら、現在でも、ある種の紹介議員に類する者で、いわゆる賛同議員というもの、すなわち、提出された陳情を議員に配付した後に、その賛同議員がついたもののみが上程をされるというシステムになっていて、例えば意味不明な陳情だったり、誹謗中傷とか、いわゆる審議に値しないような、そういうものを、いわゆる一般の市民の皆さんから選ばれた議員の目で審査して、ふるいにかけるっていうシステムが現在でも適用されている。そういう状況の中で、果たして今わざわざ変える必要があつたのかっていうところがすごく疑問があります。

まず、市外の者が、じゃあ、何でほかの自治体に陳情を出すっていうことが必要なのか、確かに、自分の住んでいる自治体に対して、自分自身のいわゆる立場だったり、そういうものについて訴えて善処を求めるっていうのは、確かに一つの陳情の在り方だと思います。一方で、今、だんだん社会っていうのはグローバル化していて、自分の住んでいる自治体だけではなくて、ほかの自治体の行った行為だったり、ほかの自治体っていうものが自分自身の立場に影響を与えるっていうことはすごくあり得ることです。今日たまたま知ったんですけど、何か原発関係の団体とかも陳情を出されているっていうことで、今日初めて知ったんですけど、例えば、圏域外の住民で、米子であれ、倉吉であれですけども、松江とかの原発で大規模ないわゆる事故が起きたときに、自身のいる場所も被害を被るので、危険であるのでやめてほしいっていうふうに考えた例えば住民が、松江のような立地自治体や国に対して、電力会社に何とかしてほしいっていうことを陳情として求めるっていうケースはあると思います。その場合に、松江っていうふうに言いましたけど、一つの自治体だけよりも、境港を含む多くの自治体から意見書が出たほうが、行政サイドからしても広く大きな声っていうふうに思って、重みを持って受け取られるっていうところもあると思います。だから、その周辺の市にも陳情を出して、大きな声として国や電力会社に届けるっていうのも一つのあり得る選択だと思います。

今、例えば米子って言いましたけど、例えば、他市である松江に対して、米子の住民が原発に関して何とかしてほしいというふうに、その住民が例えば松江の市議会とか島根県議会とかに訴えるっていうことは、果たしてこれって拒否されていいんでしょうか。今のこの理論だと、他市に陳情を出すっていうことが、自分たちの自治体で決めるっていうことをある意味阻害をしているから、それは許されないっていうもし論理だと、自分たちの米子の住民が例えば松江とかに陳情を出すときに、それが拒絶されていいということになってしまいます。だけど、米子の住民っていうのは、当然、例えば原発とかで、あれだけの福島原発事故とかが起きて、これだけ原発の危険性とかっていうことが言われている中で、米子の住民が何か、例えば具体的な危険性があるとかっていうことを思って松江に陳情を出した場合に、今の理論だと、他市だからっていうことで拒絶をされていいということになってしまいます。だけど、私は、これは違うのではないかと思います。

また……。

**○戸田委員長** 参考人、簡潔にお願いしたい。

**○足羽氏（参考人）** ごめんなさい。また、私、以前に、公文書の開示請求に関する方法について、電子的に申請できるようにしてほしいという陳情を出したことがあります。開示請求は、文書を欲するその自治体に対してしかできません。米子に対してそういうことがありましたけど、市外の者であったとしても、その自治体の事務に関わることについての要求が生まれるっていうことは当然あり得ると思います。すみません、できれば簡潔に行いますので。

また、中にはこのような議論があるって聞きます。すなわち、本来行政は、市民から出された要望を吸い上げて、それを判断して、結果を市民に下ろしていくものなので、市外からの陳情を判断してそれを市民に対して下ろしていくっていうのは、ベクトルが違うし、おかしいっていう、こういう議論があるっていうふうにもちょっと聞きます。

一方で、議員っていうのは市民全体から選ばれた代表者なわけです。議員っていうのは、要望活動だったり、市外への視察とかを通じて得た自身の知見っていうものを議会の政策に生かすっていうことはあり得ます。県外視察もあるでしょう。こういった市外の視点や声っていうのは、実は市を多角的な、客観的な視点で見るということにもつながるので、むしろ私は積極的に取り入れる、門戸を広げておくっていうことが大切だというふうに思います。例えば、開かれた議会の実現っていうように、市の公益にかなうような陳情であれば、政策にそれを生かしていくっていうことは必要だと思います。

実際、私、以前に、米子市議会の議会のインターネット中継とか委員会の議事録公表を……。

**○戸田委員長** 参考人、よろしいですか。簡潔にお願いしたいと思います。

**○足羽氏（参考人）** はい。もうあと、多分、今、3分の2ぐらい終わりました。すみません。

実際、私、以前に米子市議会の議事録の委員会での公表だったりインターネット中継を求めましたが、そのとき、趣旨採択をここでいただきました。それを受けて、たしか委員会の会議録が平成30年だったかから公表されるようになりました。これ、市外からの確かに陳情なんですけど、それを受けて、やっぱり、市民皆さんの開かれた議会の実現っていうものを動かしていくっていうことは、これは別にそういういい意見とか、参考に

なる意見っていうのは、市外と市内を問わずに、やっぱりそれは私は受け入れてしかるべきだと思います。

最後に、じゃあ、すみません、なりますが、そもそも憲法っていうのは、何人も請願権を認めているっていうことになっています。これ、確かに請願権の法的性質っていうのは、学説っていうのは対立してます。単に請願して、受理して受け取ってもらったら、目的が達成されるんだっていう学説もある、ですけども、一方で、憲法から下りてきた請願法っていうのがありますけれども、この請願法で、5条で誠実処理義務っていうのがありますけど、この誠実処理義務の中に審査要求権まで含むと、つまり、審査を出したら、きちんと判断をしてもらうっていうものも含むんだっていう学説もあります。なぜなら、請願っていうのは、要望して受け取ってもらうだけで、審査もされずに、受け取って放置をされるだけでは、その場合は、請願者からすれば、それがどのように処理されたのか、慎重に吟味されたのかも分からないからです。

これが最後になりますが、陳情が審議されずに議員配付のみの議会っていうのも中には確かに存在します。その中でも、米子市議会ってこれまで賛同のついたものについてはきちんと審査をして、しかも、こうやって呼んでいただいて、こういう制度を取っているっていうのは、ある意味バランスの取れた、請願と陳情の制度のはざまっていうものを埋める、非常にバランスの取れた制度を取っていたということで私は思っていました。それで、しかも実害が生まれているっていうふうにも思いませんでした。なので、こういうふうに、ちょっと急遽このような制度改正が行われるっていうふうに聞いたときに、その必要性等々について本当であるのかっていうことで残念に思いましたし、ちょっとぜひ、その変更について再考をしていただきたいなということで、すみません、ちょっと長くなったかもしれないんですけども、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

**○戸田委員長** 次に、陳情第97号及び98号の原子力防災を考える県民の会及びえねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）の新田様、お願いいたします。簡潔明瞭にお願いいたします。

新田様。

**○新田氏（参考人）** 本日は、陳述の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

このたび、突然陳情取扱いの変更について知り、本当に、大変驚いています。市議会のホームページにも書いてあるとおり、請願・陳情は市民と市議会を直接つなぐ大切な手段であり、市政についての意見や要望があるときは、誰でも提出できること、価値があると思います。特に陳情の場合、特定の会派の紹介議員がいなくても、市政について提案することができるため、様々な立場の市民の提案を審議することができます。なのに、今回、なぜ米子市民に限定する制度に変更することになったのか、その必要性がどこにあるのか、大変疑問です。具体的に説明をいただきたいと思います。

私は、原子力防災を考える県民の会及びえねみら・とっとりの会員です。原子力防災も、えねみら・とっとりも、住所としては鳥取市になってます。私は米子市に住んでおります。会員は全県にいます。鳥取県全域にわたって会員もおり、それぞれの立場で要支援者に焦点を当てて、聞き取りやアンケートなどを行い、原子力防災の実効性について考えてきました。

会ではこのような結果を生かして、これまで多くの陳情を提出し、米子市議会において審議していただきました。採決結果にかかわらず、審議により論点が深まったことは一つの成果だと思います。結果としてその後の制度変更に影響を与えたこともありました。米子市民の原子力防災の実効性向上への一助になったとも考えています。原発事故後の実効性向上への一助になったと考えてます。原発事故時の避難計画を見れば分かるように、事故対応は米子市だけで完結するものではなく、鳥取県全体あるいは全国的な対応が求められます。このような審議内容に、米子市民、それ以外の市民の違いを設けることにどれだけの意義があるのか理解できません。むしろ、市外からの支援団体や避難者受入れ自治体からの視点など、より広範囲にわたる課題を審議することが米子市民にとっても利益につながると思います。

これまで米子市議会では、米子市民に限らず、様々な陳情を丁寧に審議していただきました。米子市議会、このような開かれた議会というふうなことをおっしゃって、形になって、とても重要性を考え、その意味では、今後もぜひ継続をしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

**○戸田委員長** それでは、説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 足羽さん、新田さん、今日は来ていただき、ありがとうございます。

お二人にちょっとお聞きしたいと思いますが、お二人の話の中には、この経緯に至った理由ですね、理由がちょっと分からないということがあったんですけども、ホームページ上でも理由は付されてないということでありますけども、そこの辺りが一番気になっておられると思いますけども、やはりそこはしっかりと伺いたいというので変わらないっていう感じでしょうか。お聞きしたいと思います。

**○戸田委員長** 足羽様。

**○足羽氏（参考人）** 今の質問に関しては、この制度変更の理由っていうものがホームページ等々で公表がきちんとされてないけれども、それはきちんと公表すべきではないかという、そういう趣旨ですよね。それは当然のことだと思います。

あわせて申し上げるならば、今、ホームページっておっしゃったんですけども、ホームページっていうのは当然見ない人だっているわけです。なので、例えば議会だよりとかも出しておられるかというふうに思うんですけど、そういうものも含めて、いろいろな広報の手段でやる必要はあるというふうに思いますし、今は少なくとも納得のいく説明っていうものはなされていないかなとは思いますが。しかも、市民以外の人に対しては、じゃあどうやって説明するのかっていうこともあると思います。

**○戸田委員長** 参考人、新田様。

**○新田氏（参考人）** 国頭委員がおっしゃったように、私たちには何も知らされていないと。ホームページにも出てない。市民である私たちに知らないまんまで物事が進んでいくっていうのは、やはり、二元代表制であるという中での議員の皆様にも、もっと市民の代表者としては、ちゃんとその辺のことはやってほしいというふうに思います。

さっき足羽さんもありましたけども、ホームページ、誰もが見るわけじゃない、見れな

い、特に我々世代になってくると、余計にそういう部分もあるんですね。そういう意味では、丁寧な、こういうことをするときにも、丁寧な説明をまず市民にさせていただいて、それからきちんと判断をしていただきたいというふうに思います。

**○戸田委員長** よろしいですか。

国頭委員。

**○国頭委員** もう一つ、すみません。私も、今までこの市外からの陳情も受け入れるってことで、ずっと、議員になってから15年、もうちょっとで16年目に入りますけども、これが当たり前のように思ってきましたけども、これが受け入れられないというのはちょっとどうかなと思っております。議会としては、私はちょっと後退するんじゃないかなと思ってるんですけど、情報公開としてですね、それから開かれた議会と思うんですけど、その辺りについては、足羽さんと新田さん、どう思われるのでしょうか。

**○戸田委員長** 参考人、足羽さん。

**○足羽氏（参考人）** いわゆる開かれた議会を標榜する議会で、そうですね、ちょっと認識違いがあったらいけないと思うんですけど、鎌倉市議会とか流山市議会とか、いろいろな、犬山市議会も多分そうだと思います。よく議員さんが視察に行かれるようないろんな議会があるかと思うんですけど、そういった議会において、結構いろいろな陳情っていうのが出てくることはあるかと思いますが、基本的には審議をされているっていうような私は認識があります。僕の住んでいる倉吉市なんかもそうですけれど、基本的に市外のものであったとしても審査をします。基本的に議会っていうのは、ある意味、そういう制度等々に関して足並みを結構そろえているっていう私は理解があったんですけど、どうして、じゃあ米子市が突然にこのような決定をして、いわゆる開かれた議会っていうふうに言われている他の自治体とは違う制度改正を行われようとしているのかっていうところに関しては、非常に疑問があります。これで、すみません、回答になってますでしょうか。

**○戸田委員長** 参考人、新田様。

**○新田氏（参考人）** 私もさっきのとき言いましたけれども、米子市は開かれた議会って言ってるんですよね。ということは、米子市民じゃなくても、米子市の問題とか、あるいは米子市に、国へ何とか意見書を届けてほしい、いろんな自治体に届けてほしいって思ったときには、それぞれの自治体に要望、陳情を出すっていうことはあることです、現実、今までもありました。そういう意味では、米子市民の問題っていうふうに限られてますけども、米子市民の問題は私たちだけじゃなくて、私たちが思うことは他の方も思っていて、それぞれの議会でそれぞれ意見書を出してほしいっていうこともたくさんあるわけです。そういう意味では米子市民に限らないっていう、今までどおりのことでやっていただきたい。それが開かれた議会ではないかっていうふうに私は思います。答えかどうか分かりません。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○国頭委員** はい。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今日はありがとうございます。私のほうからは、これまで足羽さんとか、それから、えねみらさんなどは、何回か議会のほうにも陳情として出されたと思います。それで、今後、市外の人はお断りするという事になったとしても、議会でのここの論議は、

請願権があるんだということで、紹介議員がいれば、ちゃんと、きちんと議案として扱って審議をすることができるので、別に閉ざしたわけではないという、そういう議論がされたわけですけども、米子市外の人には請願としてしか受けないという、審議しないということになった場合、どういう困難があると想定されるのでしょうか。御自身のこともそうですけれども、一般的にですね、そのことについて伺いたいと思います。

**○戸田委員長** 参考人、足羽様。

**○足羽氏（参考人）** そうですね。例えば、今陳情として出しているのが請願としてしか出せなくなった場合に起こり得る困難だったり、煩わしさっていうものに関しては、例えば、まず、出す前に議員さんと打合せをして、一回一回いろいろな議員さんのところを回って、いわゆるロビー活動みたいなことをして、これまで以上に議員さんとの触れ合いが増えるのかなっていうふうに思います。私も、ちょっと、例えば県議会なんかにも陳情を出したりすることはあるんですけど、陳情を出す前に、場合によっては請願で出そうかなっていうふうに考えることもあって、そうですね、自民党さんのところにも行ったことがありますし、公明党さんのところにも行ったことがありますし、民主党さんのところにも行ったことがありますし、請願の紹介議員になってくれないかっていうことで、いろんなところを巡るっていうことをこれまでやってきたので、もしかしたら議員さんとの触れ合いがこれまで以上に増えるのかなっていうところで、ある意味、私にとってはいろいろなところを回るときの大変さっていうものはあるのかなっていうふうに思いますし、ただ、私なんかはまだいいんです。いろんな議員さんとの情報交換だったり、いろいろとお話するっていうのは全然苦にならないんでいいんですけど、ほかの一般的な市民の方からすれば、非常にハードルが恐らく高いのかなっていうふうに思いますね。いろんな人のところに、初対面の議員さんっていう、ある意味ちょっと敷居が高いかもしれない人のところにお願いをしに行くっていうのは、もしかしたら心理的なハードルっていうのはかなり高いし、そもそも誰が議員をやっているのか知らないっていう人も、ぶっちゃけ、私の同じ世代の人たちっていうのはいますので、その人をまず見つけて、自分の思想っていうものをきっと受け入れてくれるであろう人のところにわざわざ行って、お願いをしますっていうふうに言っていくっていうそのハードルってすごく高いと思うし、それだったら、請願じゃなくて陳情という形で受入れをして、それで、その中から、じゃあ、私が手を挙げて、私がちょっとこれに賛同するよ、ついてあげるよっていうふうに言ってもらっていう今のシステムのほうが、時間的な効率性っていうのもすごく高いと思います。なので、何で今、せっかくいい、他市も多分、賛同議員制ってやってるところって少ないかと思うんですけど、これを何で、せっかく今いいものやってらっしゃるのにやめてしまうのかなっていうところと、多分私だったら、別にこういう制度、多分変わったとしても、私個人としては、恐らく今まで以上に、多分、請願を駆使してというか、今まで以上にやっていくだろうなっていうふうに思います。以上です。

**○戸田委員長** 参考人、新田様。

**○新田氏（参考人）** 請願だけとしたときには、非常に、さっきあったようにハードルが高いと思います。必ず賛同議員がなければ請願は出せません。ところが、陳情の場合は、自分たちの思ったこういうことを陳情として出せば、そこで、皆さんに配られた中で、議員の方が自分はこれ賛同するよっていうふうに出していただきます。一般市民にとって、

議会ってやっぱり遠いんですよ。なかなか難しいんです。それが、でも、思ったことがばっとできるのが陳情ですけども、請願の場合は、本当に、議員さんのところに行って、ちゃんと相談して名前を出していただかないとできない。ということは非常にハードルが高いと思います。ますます市民の声が届きにくくなるんじゃないかなと思います。陳情ということがそういう形になっていけばというふうに思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 参考人のお二方、本日、平日のお昼にもかかわらずありがとうございます。何点か聞かせていただきたいんですけど、まずは、倉吉の足羽さんなんですけど、ちょっと先ほどのお話を聞いてみますと、陳情なのか請願なのか後半のほうが少し分からなかったんですけど、憲法には請願ではこういうふうな話があるけどっていうことだったんですけど、あくまで今回の陳情については、陳情の取扱いのことについてっていうことでよろしいですね。

**○戸田委員長** 参考人、足羽様。

**○足羽氏（参考人）** 今回のこのたびの御説明っていうものは、当然、米子市議会において陳情をこれまで賛同議員がつけば審議を、市外の者であったとしても、提出者がですね、審議していたけれども、それを市外の者であった場合、そもそも議論の俎上にすら載せられなくなって、ただ単にいわゆる議員配付がなされるのみっていう、そういう制度改正がなされるということで、それについての変更をしないようお願いをしているっていう流れです。

今、請願という言葉が出たんですけど、請願と陳情、何で私、今、請願という言葉を出したかっていいますと、そもそも日本国憲法ですね、第16条には御承知のように条文があって、そもそも憲法で、何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたために、いかなる差別待遇を受けないっていうことで、いわゆるこれが憲法16条における請願権と言われるものです。この憲法16条の請願権の規定を受けて、請願法という法律が通則的に置かれていて、この請願法というものが、請願っていうものは平穩に行われなければならないよとか、書面でやらなければならないよとか、そういうことが定められています。その一般法である請願法っていうものとは別に、地方自治法があって、それとまた国会法があって、地方自治法の第124条と125条に、請願権、議会に対して請願をする場合には、紹介議員をつけないといけない旨っていうのが記載をされているということです。ただ、これもちょっと、学説、いろいろとあるんですけど、地方自治法においてその紹介議員っていうものを付さなければならないってなっているけど、そもそも憲法の中にはそのような紹介議員の制度っていうものは一切書いてなくて、何人にも要は請願権を認めるっていうことになっていて、だけど、地方自治法のほうには、請願には紹介議員をつけないといけないよっていうふうになっていると。今のこの文脈の中で、私が言っているのは、憲法の第16条における請願権で、これはいろんな学説がある中で、これには陳情っていうものを要は含む、事実上ですね、というふうに言っている人もいて、その文脈の中で私はお話をしたということです。すみません、ちょっとうまく説明が伝わってないかもしれない。

**○戸田委員長** よろしいですか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。そうしましたら、新田さんのほうにも一つ伺いたいんですけど、先ほど錦織委員さんとの質問のやり取りの最後のほうでしたかね、陳情、今までだったらすっと出しやすかったっていうことだったんですけど、出すのは出せるんですけど、変わりがありそうですかと思って、その辺伺いたいなと思ってです。

**○戸田委員長** 参考人、新田様。

**○新田氏（参考人）** 陳情を出すときに、大抵、住所で陳情者決められますよね。例えば、私たち、えねみら・とっとりにしても、それから原子力防災を考える県民会議にしても、今、住所として、事務所っていうか組織の拠点、あるところが鳥取市なんですよね。鳥取市の住所で、名前も代表者の名前で提出しますよね。ところが、私は米子市です。でも、住所で限定されるようなことがあるのかないのかも分からないんですね。でも、私は米子市民です。なので、そしたら、米子市民の私の組織じゃなくて、私の住所で出さないと受け入れてもらえないのか。そういうことって多々あるわけですよ。組織っていうのは、鳥取県全体でいろんな団体つくってれば、その団体の所在地の住所を書きますよね。鳥取市であったり、倉吉市であったり、私もいろんなそういう会に入ってますけども、そうしたときに、米子市民であるけれども、住所が他市だったら、陳情を出してもちゃんと陳述もできないのかなということ、そういうことがあってはいけないんじゃないかっていうことも含めて、その辺はどうなってるのかっていうのもちょっと分かりませんが、見たら結構、今まででしたら、米子市外のところの陳情っていうのはとってもたくさんあるっていうのも分かりましたけれども、そういう意味でも、下手すれば住所によって、陳述もできなくなるっていうことがあってはならないんじゃないかっていうふうに思って、今回、何をもって米子市民がどうかって判断するのもも含めてあったので、それで今回こういう形で、私の入ってる組織では米子市じゃないのでっていうことで、改めて今回も陳述させていただきます。以上です。

**○戸田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

塚田委員。

**○塚田委員** すみません、今日はお二人ともありがとうございました。私からもちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

足羽様、すみません、陳情の2枚目の上から6行目ですかね、紹介議員のついた請願には住所要件がないが、事実上の請願である、紹介議員のついた陳情には住所要件をつけるのは整合性が取れないって、ちょっと、読んでてもあんまり理解ができなかったもので、分かりやすく説明していただけたらと思います。

**○戸田委員長** 参考人、足羽様。

**○足羽氏（参考人）** すみません、ちょっと書き方が、どうですかね、分かりにくかったですでしょうか。この「紹介議員のついた請願には住所要件はないが」っていうのは、この請願っていうのはそもそも制度上、これは確実に、それこそ地方自治法の第124条だったかと思いますがけれども、紹介議員が必要とされますよね。その地方自治法を受けて、米子市議会の会議規則があって、その中でも紹介議員っていうのは請願には必ず必要です。米

子市議会さんの運用として、少なくとも請願であれば、どこの市の者であったとしても、どこの市に居住していたとしても、住所関係なく、住所要件がなく、審議はされるけれども、このたび制度改正をして、私は事実上のある意味請願みたいなものだと思っているんですけど、紹介議員と類するような賛同議員ですね。この賛同議員が、ごめんなさい、これ、確かに分かりにくいかもしれないです。紹介議員のついたってここに書かれているのは、賛同議員、事実上の請願である賛同議員のついた陳情には住所要件をつけるのは整合性が取れていないっていうそういうことですね。すみません、ちょっとここは紹介議員って書いてあるんですけど、賛同議員っていうふうに改めさせていただきます。

（「じゃあ、よろしいですか、続けて。」と塚田委員）

**○戸田委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** そうですね、先ほど奥岩委員からの新田様へのちょっと質問の中で答えていただいて、団体が鳥取市のほうにあるということだったんですけど、何か、文書の連絡先の下でも、賛同で新田様の名前を書かれたら米子市から出たっていうことにならないのかなと思ったりはしたんですけど。何か難しいですかね、そういうのも。ちょっとそこら辺のあれはあれですよ。なので、米子市のほうに、市のほうに何かその団体みたいなものをつくられるとか、支部を置くだとか、米子市の支部からとかっていうふうにできれば何とかならないのかなと思ったりはしたんですけど。その辺は難しいですかね。

**○戸田委員長** よろしいですか。

参考人、新田様。

**○新田氏（参考人）** 申し訳ないですけども、それは私たちが考えることじゃなくて、議会の皆様がちゃんとそういうこともあるよっていうふうにさせていただかないと、じゃあ、そのために支部をつくりなさいとか、そういうことはできないです。あるいは、下に名前をっていうことはありますけども、団体としてするときは、団体の所在地で書く、それが当然、普通、文書として当たり前だと思うので、そういう意味では、そういうことは、もしそういうことがあるんだったら、議会のほうから、そういうふうなことで、こういときはこうしてくださいみたいなのがない限りは、私たちのほうからどうこうっていうことにはならないというふうに私は思います。以上です。

（「続けていいですか。」と塚田委員）

**○戸田委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 新田様が最初に説明いただいたときに、突然っていう話を、こういう陳情の方向性になったっていう話があったんですけども、4月の議会運営委員会の中で、渡辺委員がちょっと話してる中で、昔からこういう話合いがあったんだと。陳情をどうするんだとかっていう話合いがあったんですけどっていうことを言ってたんです。なので、突然っていうわけじゃなくて、その話合いがあった中で、今回こういう方向になったんですよっていうのが決まったっていうことなんですけど、なので、突然ではなくてっていうところもあって。その辺もその理解をしているのかなと思ったりはしたんですけど。

**○戸田委員長** 塚田さん、質問にしてください、質問に。自分の意見じゃなくて、質問に。

**○塚田委員** じゃあ、分かりました。質問いいですか。じゃあ、すみません。

足羽様にちょっとじゃあ、質問をさせていただきます。この陳情を出されたとき、この陳情を出そうと思ったのは、4月11日になってるんですけど、その日に、何か情報があ

ってのあれですか。

**○戸田委員長** 参考人、足羽様。

**○足羽氏（参考人）** 4月11日に私、書いてますけど、少なくとも、多分その前後ぐらいだったかと思うんですけど、ちょっとすみません、幅はある程度若干はあるかと思うんですけど、少なくとも、この4月の11日の日付になってますが、この数日前とか、恐らくですけど、1週間前とか、多分そのぐらいの範囲かなっていうふうに思います。今、先ほどの質問の中で、何か以前からこのような、陳情に関して変更するっていう議論に関してあったけれども、それをどうなのかっていうことであったと思うんですけど、それに関しては、何か、私の中では、確かにずっと前からそういった旨の話ってというのが議員さんの中であるっていうことに関しては、私は少なくとも認識してなかったんですけど、あったっていうのは今伺ったんですけど、ただ、少なくともそれが市民だったり県民に対しては、その部分だけが、何ていいますかね、取り立ててその部分だけが見えていたというわけではなかった。なので、ちょっとびっくりしたっていうところです。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○塚田委員** はい。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結します。

次に、陳情第96号から第98号までの賛同議員であります土光議員及び又野議員からの説明を求めます。

賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。また、賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。今回の陳情の取扱いの変更に関して、決めるまでの議論とかに関して様々な不明な点とか問題点があると思い、こういった陳情を議会運営委員会で審議して、そういったことを再度ちゃんと審議をしてほしいということです。特にその不明な点、問題点をちょっと3つだけ挙げますが、そういったことがあるということをお伝えしたいと思います。

1つは、足羽さんの陳述にかぶるんですが、足羽様、立法事実がないというふうに言いました。つまり、今までの運用で何が問題だったのか、全然分からない。私も全くそう思います。今、賛同議員制を取っていて、特に問題点は起こっていないというふうに私自身も思うので、市民から見てもそうなんじゃないかな。例えば、具体例を言いますと、この3年間で様々な陳情が出されました。当然、賛同議員がつけば審議をされる。つかなければ配付にとどめる。この3年間見ると、賛同議員がついて、各委員会で審議された陳情の件数が46件あります。その内訳は、市内から出されたのが19件、市外から出されたのが27件、つまり、市外から出されたけど賛同議員制で賛同議員がついたのが過半数を占めています。今回の取扱いの変更というのは、これを一切もう排除しようという、そういう取扱いをしようということになります。そういうふうにするためには、やっぱり立法事実というか理由が必要だと思うのですが、それが全然見えてこないということです。

それから、2つ目は、これも足羽さんがグローバル化という言い方をしましたが、市の

政策は市外にいろんな影響を及ぼすことがあります。逆に、市外の状況が米子市の市政に影響を及ぼすことがあります。例えば、原発の避難計画で、米子市民は全面的に市外の避難先にお世話になります。そういう場合、例えば、避難を受け入れる側の市民から、米子市に対して、こういったことをしてほしい、こういったことが不明だという陳情はあつてしかるべき、それを排除するのはむしろおかしい。それから、よく観光が重点政策といいますが、観光というのは市外の人が基本的に来るものですよね。市外から米子に来て、観光して、いろんな経験をした、それを踏まえて、米子市に何か要望がある。当然あり得ることだし、むしろそういった要望をちゃんと審理するというのは、市にとっても有益なことであると思います。もう一つ言うと、高規格道路、これ境港市、市外に大きな影響ありますよね。お互いにどういうふうにするかというのはちゃんと議論をする。そういったことがあると思います。つまりグローバル化。

それから、あと一つ問題点は、この審理の過程で、県内でこういった住所要件、住所のことだけで審理をすることを排除するというのは米子市だけです、そういうふうにしてるのは。審理の過程で鳥取県はそういうふうにしてるといふような話が出ていたが、これは間違いです。鳥取県は、住所要件だけで審理を排除する、そういった考え方は取っていないです。そういった問題点があると思いますので、この委員会、陳情の審議に当たって、ちゃんと事実を基に議論をしていただきたいというのが賛同した理由です。

**○戸田委員長** 次に、又野議員。

**○又野賛同議員** 私からも賛同理由を簡潔に述べたいと思います。先ほど陳情者からもありましたけれども、市外からの陳情でも米子市に生かされたものがあります。これを市外からの陳情を配付のみとしたら、そのような幅広い事柄、よい提案であっても、議場において議員間で議論する場を狭めることになると思います。言論の府としての議会の在り方ってというのが後退するのではないかと考えます。

また、米子市民からの陳情、当然これ、賛同議員がつけば議題に供するんですけども、これも話がありましたけれども、米子市民から選ばれた市議会議員が米子市に関係する事柄であると判断して、賛同できる陳情であれば、当然、市外からの陳情も議題に供して何の問題もないと考えますので、陳情の取扱い、変更しないように求める今回の陳情、賛同いたします。以上です。

**○戸田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、質疑を終結します。

これより討論、採決に移ります。

討論、採決につきましては、1件ずつ行いますので、よろしくお願いします。

初めに、陳情第96号、「陳情」の取り扱いの変更について（陳情）、討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いいたします。

それでは、塚田委員さんからお願いします。

塚田委員。

○塚田委員 陳情 96 号のやつですね。

○戸田委員長 96 号。

○塚田委員 一括で。不採択。

○戸田委員長 一件一件、96 号。

○塚田委員 ですよ。96 号は不採択でお願いいたします。

○戸田委員長 理由は。

○塚田委員 そうですね。開かれた議会を求めてましたけども、私も、別に開かれてないわけではなく、陳情を全て受け付けないと言ってるわけではないと。受け付けた中で精査すると。皆さん、議員には配付するという形には取っておりますので、必ず見ないわけではないですし、その中で選ばれることもあると思いますので、別にこれは開かれた議会ではないということを主張されてるのは私は間違ってると思いますので、不採択を主張します。

○戸田委員長 次に、奥岩委員。

○奥岩委員 そういたしますと、陳情第 96 号についてなんですが、不採択でお願いいたします。

先ほどいろいろやり取りをさせていただいたんですけど、参考人様おっしゃってましたとおり、そもそも請願のところと陳情のところのお話がありました。今回の米子市議会において、陳情の取扱いを変えましょうっていうところに関しましては、請願のところは法律にのっとって今までどおり運用させていただきますっていうところと、陳情のところに関しましては、こちら法律にのっとって運営をしていきますというところになりますので、特に参考人さんが懸念されるような事項は見当たらないかなというふうに思いましたので、不採択でお願いいたします。

○戸田委員長 次に、岩崎委員。

○岩崎委員 私のほうも不採択でお願いします。

理由ですが、まず、この議論に入るまでに、前回の議会運営委員会で採決をいたしました。ふだん議会運営委員会は、一応、全会一致を旨とするということなんですが、いろいろ議論をした上で、議論を尽くした上での採決でした。当然、議会運営委員会に入る前に、各派会長・幹事長会議というのを数回にわたりましていろいろ議論してまいりました。さらに言えば、議会基本条例を策定するときに、市民の要件っていうのをそこでもかなりいろいろな議論があったわけでございます。

賛同議員さんにちょっとこれは言いたいわけですけども、その議論をきちんと説明してあげてほしいと思います。さらに、この議決っていうのは、議会の意思決定をするわけですので、非常に重たいものだとは私は思っておりますし、それを改めて覆すと、改めて審議し合うというようなことはしては絶対駄目なわけです。そのために、今までずっとこの議論をしてきたということを私は強く言いたいと思います。

開かれた議会というのは、決して陳情を受け付けませんと言っても言ってないわけです。全ての陳情を受け付けます。その受け付けた陳情を配付します、配付したら、全ての議員がそれを見るわけです。必要に応じて、これは市政に対してそういう市民からの意見、あるいは県外者からの意見が出たということであれば、その議員がしっかりと受け止めて、いろんな形で提案するなり、物申していけばいいわけです。しっかり、それが議員の役割

だと私は思っております。したがって、開かれた議会に逆行するっていうことは一切ございませんと私は思っております。理由がそういったところですので、不採択をお願いします。

**○戸田委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 不採択を主張いたします。まず、米子市民自治基本条例では、地方自治法における市民とは、原則としてその市町村の区域内に住所を有する者を指すということを基本に、また上位法である地方自治法第10条に定められた住民と同じ意味であるというふうに。米子市の場合は、米子市民とは、米子市の区域内に住所を有する者を指しますっていう、住民票があるというわけではないというふうに地方自治法の解釈ではそうになっていますが、基本的に、その住所を有する者であるというふうに言われているのが上位法である、皆さんが先ほどから地方自治法のことをおっしゃってくださってございましたけど、同じ地方自治法の中に、市民の作りつけというものが、住民であるというふうになっている以上、米子市民であるということは米子市の住民であるということが基本だということが一つ、1点あります。

その上で、米子市のよりよくしていきたいという内容として、市外からもあるんじゃないかというおっしゃりはとてもよく分かるところではありますが、基本的に米子市民から受け付けるというふうに、住民から受け付ける、市民から受け付けるということを考えると、受付をしないと言っているわけではなくて、議題に供するものについては米子市民の方からのものにしましょうという議論を尽くしてきてこの形になったということが、1点目あります。

そして、2点目では、先ほど来も話がありますが、請願を提出されるということを否定してはおりません。請願も全てきちっと受け止めをし、しかも、請願である以上はきちっと議題に供して議論をしていくというふうに、これは否定もしていませんし、これまでどおりきちっとしていくということが、これが2点目です。

3点目は、先ほど来も話がありますが、全て受付をするという状況の中で、配付された内容のものを精査して、そして、陳情として出される場合は、賛同議員がつかないものは議題とはもちろんなりませんでしたが、これまでも。ですが、議員はその内容をきちっと見て、これは一般質問として市民のために必要なことだというふうに思えば、それを自らがきちっと調査をして、そして、自分の一般質問として市長、また当局にぶつけることもできますし、提案することもできます。むしろそれをするによってこそ、議員としてのここにいるという真価が問われているわけなので、これこそが議員がすべきこと、なすべきことで、市外だから、市内だからという区別をここでしているわけではないということが私は言いたいです。

そういう意味では、以上の3点において、この出されています陳情については不採択を主張いたします。以上です。

**○戸田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も不採択を主張します。大方、今、今城委員が言われたことに私の気持ちも網羅されておりますが、先ほど来あるように、開かれた議会という、その開かれているという機能としての問題が失われる話ではないと認識しております。

それから、これは非常に議員として残念ですが、それがその陳情の、要は陳情として議

決案件に上げられたものだけが議員が受け止めるもので、例えば配付された御意見は受け止めていないと思われているのだとすれば、議員として非常に残念です。我々は、先ほどもありましたけど、政務活動費やいろんな権限と、予算も含めて調査権も持って、それで民意をきちっと掌握するのが市民代表としての務めの第一義であるので、そこは、配付にとどめたものとかっていう、とどめたという言い方が誤解を招いているかもしれませんが、仮に配付されたものであろうが、インターネットで見たものであろうが、報道で見たものであろうが、聞いたものであろうが、やっぱり市民に関わることについて情報を収集してその民意を把握するのは市民代表としての務めですから、そこら辺がきちっと我々が評価されてないと思えば、非常に残念だと思います。

この陳情案件に戻れば、先ほど来出たとおりですけれども、したがって、開かれてないということには当たらないということと、それから、ちょっと途中で出てきましたが、市民代表として選ばれた議員だから、その議員がこれを諮ればいいというんですが、議決案件になるということは、機関意思、議会としての機関意思を決定することなので、仮にこれが上げられたものどおり採択された場合においても機関意思ですし、不採択になった場合も機関意思として機能します。そういった非常に重たいものとして、市民の代表の中での機関意思が決定されるっていうことの重みってというのが私はあると思いますし、それを独善的に選挙で当選して選ばれた存在として、先に我々が機関意思、要するに住民意思の機関として決定をして、それが市民のほうに逆にその意思を下ろしていくという、私はこの議論の中でずっと言ってきましたけど、他の市以外の他の者から出たものを、先に我々が決定して落とすというのは、先ほど請願権の話が出てましたが、そもそも一般の民衆や、国民とかが為政者に対して物を言う、物が言える、取り上げてもらいたいという権利を保障した、これはものなので、それと逆方向に、我々が先に意思を決定をして、他者から教えてもらったことを基に先に決定して、それが市民に、我々がその意思を下ろしていくというのは、この主体と客体の全くの逆転現象が起きるということですから、先ほど来言った論は、私はこの権利からいって、請願権という権利からいって、当たらないと思っております。これは今突然思ったことではなくて、私は議員になって26年になりますが、ずっと思ってきたことですので、これがやっとな解消されるのではないかと私は思っています。

るる申し上げましたが、以上のような理由で私は採択しないことを主張します。

**○戸田委員長** 次に、錦織委員。

**○錦織委員** 私は、結論として採択を主張したいと思います。今は本当にグローバル化の時代であって、関係人口とか、それから、2か所で居住していて、ある期間はこっちだけど、冬になったら米子で住むとか、そういった、人の流動的な、今はそういう時代に入っていると思います。交流人口、観光者とか、そういう人口も、1か所にいるということが今回は非常に重要なことになるんですけれども、本当にそういうふうに狭めていいのかというふうに考えますと、やっぱり時代にも即してないし、それから、主体と客体という話を中田議員はずっとしておられますけれども、これまで陳情を市外の方からも受けて、それで非常に困ったと、市民に対して申し訳ないってというような、そういう立法事実私の記憶する範囲ではなかったというふうに思います。この間、賛同議員制度も、ここに、足羽さんの陳情の中に評価もしてありますけれども、やはりこれを生かしていくということが今

必要ではないかということと、それから、請願ということについては、足羽さん、陳情者はこういうことをいろいろ手なれておられるので、これがたとえ陳情ができなくなって、だったら請願ということに切り替えて今後はされるであろうとは思いますが、それじゃあ、そうじゃない人たちにとっては、やっぱり請願っていうものはハードルが高いと。紹介議員さんを探して出さないといけないっていうことになって、全然、開かれた議会ということでいえば、やはりそれを続けるということが私は大事だというふうに思いますので、賛成です。採択を主張します。

**○戸田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 陳情 96 号については、足羽さんから出されたものでありますけども、今までずっと足羽さんも今議会に、この議会に陳情を出していただいて、本当に、米子市のために、また議会にも参考になったことは本当に多かったと思います。そういった意味で、私も非常に、市外の方からの意見ですね、貴重に受け止めておりましたし、そういったものを米子市のためになったかといえば、私はなつたつと、そう思っております。米子市のためになるのだからと思って、これは私も市外の方の意見というのはやっぱり広く受け付けて、そして議会ですんで、配付だけじゃないですから。議論しないといけないですから、配付して考えてもいいけないです。みんなでやっぱりこのことについてやっぱり議論していくというのが議会でありますんで、そういったことをやめてしまうということは、私は半分以上の陳情が今まで市外から出たのをやめるっていうのはどうかと思います。

そういった意味で、私は開かれた議会っていうか、市外の人からの意見も市民の意見だと思って、市民のためになる、市民の意見だと思って受け入れて、ここずっと議論してきましたけども、これが米子市のためになると思って、しっかりと議論して、反映してきたと思ってます。そういった意味で、これは引き続き、一回議運等で採決されたものであっても、それは今後、再度考えていくべき問題だと思っておりますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○戸田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第 96 号、「陳情」の取り扱いの変更について（陳情）を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、錦織委員〕

**○戸田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第 96 号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第 97 号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情について、討論に入ります。

採決に向けて御意見を一人一人お願いいたします。

それでは、国頭委員さんからお願いします。

国頭委員。

○国頭委員 97号ですね。

○戸田委員長 97号。

○国頭委員 この原子力防災を考える県民の会さんから、2011年、東日本大震災があってから、ここ14年かな、長きにわたり陳情出していただいております。それによって、原子力防災というものを、この米子市、しっかりと考えていかなくちやいけないということで特別委員会を設置したり、それから全協であったり、委員会であったり、ずっと議論してきたという経緯もあります。私は米子市のためにずっと、先ほども言いましたけど、この陳情においても本当に、この団体の方から出た陳情っていうのは本当に米子市のためになったと思っておりまして、議会のためにもなったと思っておりまして、本当に開かれた議会ということでいけば、同じように採択ということをお願いしたいと思います。

もう一つ加えれば、やはり、この中にある、こういう経緯に至った、市内からに至った経緯っていうものが、今日の議会で聞かれて分かれたのか、どういった経緯でこういうことになったのかということを、ここに来られてる方は聞かれてますけども、市民の方は、市外の方は分かりません。そういう面では、しっかりとそういったことも書かれていくべきだと思いますし、そういうことの責任は議会として果たしていかないといけないと思ってます。以上です。

○戸田委員長 次、錦織委員。

○錦織委員 採択を主張したいと思います。先ほどの議論の中で、質疑の中で、団体の所在地の問題があります。質疑の中で、それじゃあ、今米子市のほうに支部ができないのかとか、米子市の住所をかつこしたらどうかとか、そういうようなこともあったんですけれども。もともと米子市民ということの限定しつつも、米子市の学校に通学してる人とか、勤務地が米子市だとか、住民票がよそにあるけどもっていう、現住所はよそだけどもっていう人の陳情は受けますよっていうことだったと思うんですけど、そうすると、非常に事務局が一々チェックしたりとか、事務手続が煩雑になるということで、やっぱり実態に合わないんじゃないかなというふうに私は思いますし、そういうことでなくて、広く意見というか陳情の形として市外の人も出せるということが一番単純でいいのではないかなというふうに思いますし、この97号でいうと、安定ヨウ素剤の配布の問題でも、やはりこの県民の会のほうからもいろいろ出されたりして実現したということもありますので、もしかしたらこの米子市の議会では採択になったのか、ちょっと分かりませんが、そういう投げかけっていうことは非常に私たち議員にとっても勉強するという機会もありますので、私はぜひともこの陳情は採択をすべきだというふうに思います。以上です。

○戸田委員長 次、中田委員。

○中田委員 基本的には、先ほどのるる申し上げたことと基本的には同じです。あえて言うならば、例えば今までのちょっと今いろいろ出た意見の中で、当市議会は原子力問題特別委員会を持っておりますが、陳情が出たからつくったわけではありません。やっぱりそこに問題意識を持っているから特別委員会を設置しましたし、それから、先ほど、配付にとどめたものだけでは駄目で、議論しなきゃ議会じゃないような趣旨のほうに私は受け止めましたけども、私はそれは違うと思っております。場合によっては議員提案はできるわけで、その議員提案という権限をフルに使わないことも私はその議員としてきちっと果た

すべき役割の中にあるのではないかと考えておりますので、十分な調査とか情報収集に基づいて積極的な議員提案をしていくというのは、これは議会基本条例にもきちっとその意はうたわれていますので、それを行えば幾らでもできることだと思っております。

先ほど来その住所の、団体の住所とってという問題ありましたが、これは運用面では確かにそこを気をつける部分はあると思いますけれども、あくまでも先ほど言ったこととちょっと重なりますが、米子市における意思決定をあえて議決という形にするかどうかという案件にするかどうか、ここだけの問題なので、そこんところに対応してやるのは、どこも、例えばこれは経済界における事業所にしてもどこにしても、その自治体のシステムに合わせた形でやっていかれるというのは多々見られることなので、本当にその意思決定が必要であれば、それに合わせたやり方というのは私は可能ではないかと考えております。以上です。したがって、採択しない。

**○戸田委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 私も不採択を主張いたします。先ほどと同じ理由ではありますが、再度申し上げます。

1点目においては、上位法である地方自治法第10条に定められた住民というのが市民という解釈であるという、同じ意味であるというふうに米子市がきちっと定義をしておりますし、地方自治法上の住民と同じ意味で市民を定義してるのも、市民自治基本条例であることです。これまでの考え方、広く考えているという考え方、加えて話をしますと、広くした考え方になるとダブルスタンダードという考え方にもなりますので、自治基本条例ではこのように扱い、議会のほうではこのように扱っています、市民という存在をとというダブルスタンダードということはよろしくないと思っておりますので、そこは1点目として、上位法である地方自治法に沿った住民という考え方を取るというところが1点目です。

2点目は、先ほども申し上げましたが、請願を提出されるということを否定しないというふうに思っているのか、そういうシステムになっております。先ほどどなたかおっしゃったかもしれませんが、請願をお願いする議員を見つけるということは垣根が高いという、そういうようなことをおっしゃいましたが、むしろ、私たちはいつもウェルカムな気持ちで市民の皆さんと接しているということを考えると、どうぞ、本当に必要であれば請願の紹介議員としてっていうことをおっしゃってください。ただし、きちっとした形の内容を精査をさせていただくということは議員としては当たり前のことだというふうに思っています。

3点目は、先ほども同じように申し上げましたが、配付をされた内容については、例えば市外からのものであったとしても全て受け付けるということと、その内容をきちっと精査をして陳情としては扱わないかもしれないけれども、議員提案の、先ほど中田議員もおっしゃいました、議員提案としてのものも含めて、自分自身の質問や、また提案として、むしろ当局にきちっと伝えていくということのほうで議員としてあるべき姿だと思っておりますので、それができるといことを考えると、今回の陳情の在り方というか、やり方というのを否定するものではないと思いますので、不採択といたします。以上です。

**○戸田委員長** 次に、岩崎委員。

**○岩崎委員** 不採択をお願いいたします。理由は先ほど述べたとおりであります。やっぱ

り議会の意思決定は非常に重たいものということで、これはもう曲げられないと思ってます。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 97号につきまして、不採択をお願いいたします。理由につきましてはもう先ほど中田委員、今城委員のほうからおっしゃっていただいた部分とほぼ同じになりますので、2点だけ追加させていただきますと、まず1つ目なんですが、先ほど御質問させていただいた際に、提出のところがなかなか煩雑になるのではないかと、今までと少し違うんでないかっていうことだったんですけど、先ほど96号のときも申し上げましたとおり、請願と陳情で、今回陳情のお話ですので、陳情につきましては、どうぞ持ってきていただいてっていうことで、今城委員も少し言われましたけど、ウェルカムですので、それを全議員に配付して、しっかりと全議員が考えるんだっていうところになっております。中田委員もずっとおっしゃっておられますが、それを基にきちっと議員が個々で考えて、それを政策反映させるかっていうのは個々の判断、また勉強の仕方、それぞれの考え方っていうところになりますので、そういった形になると思います。

あと、もう1点が、これはこちらの取扱いを変えとなったときの議会運営委員会するときにも申し上げたんですけど、中田委員、今城委員、岩崎委員もおっしゃっておられますが、陳情を受けさせていただいて、それをイエスかノーか、白か黒かっていうところで、議会として、はっきりとどちらかの意見なんだっていう意思決定をしてしまうっていったところが、果たして陳情を出していただいた方にとって本当にいいのかっていうところは私も疑問でございましたので、配付、今の取扱い、新しい取扱いのほうで陳情を出していただいて、それをみんなで考えていきましょう、個々で考えていきましょうっていう形のほうがよいのではないかなというふうに思います。はっきりと議会としての意思を示すんだっていうところは請願で対応できますので、その辺のところをお含みいただきまして、今後も運用させていただきたいと思いますので、繰り返しになりますが、不採択をお願いいたします。

**○戸田委員長** 次、塚田委員。

**○塚田委員** 私も先ほどと同じで、不採択を主張したいと思います。やはり全ての陳情を受けますので、それで全議員に配付するっていうのは、これはもう揺るぎない、変わらないことでございます。先ほど来から話も出てますが、本当にその陳情の中で市民のためになるんだっていう陳情があれば、本当にそれは議員が、各議員が考えて取り上げて、質問に変えていくっていうことをしていく。本当、今後、議員にもそういう仕事があるんだよっていうことを考えてもらうようになると思いますので、私も気を引き締めてやっていきたいと思いますので、不採択とさせていただきます。

**○戸田委員長** それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第97号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、錦織委員〕

**○戸田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第97号について、委員会審査報告書に記載する

意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第98号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情について討論に入ります。

採決に向けて御意見を一人一人お願いいたします。

それでは、今城委員から。

**○今城委員** 陳情第98号について、不採択を主張いたします。これまでも申しげましたが、3点にわたっての理由で不採択とさせていただきます。

1点目については、上位法である地方自治法第10条に定められた住民という考え方が米子市における市民の考え方であるということ。また、米子市の場合、市民自治基本条例で地方自治法上の住民と同じ意味で市民を扱って定義をしているということ。これまでこの市民自治基本条例と議会が扱っていた市民という考え方がダブルスタンダードになっていたということも含めて、これについてはきちっとした上位法である地方自治法第10条にのっとるべきというふうな考えを持っている、これが1点目です。

2点目は、請願を提出されることを否定をしていませんというところで、どうぞ、請願としてお出しただければよいかなというふうに思っています。ごめんなさい、市外の方からは。

また、3点目としては、市内市外を問わず、全て受理したものについては配付されるということですし、その内容をきちっと精査して、市民のためになる案件であるということになれば、質問として、議員の一般質問や、また提案としてきちっと当局に届けていくということが議員としてなすべき仕事の第一義だと思っていますので、これをしっかりやっていくという意味で、この3点にわたって、今回の陳情は不採択といたします。以上です。

**○戸田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も結論としては不採択、採択しないということを主張します。この98条、理由は主に、今まで他の2つの陳情案件と同じなんですけど、あえてこの今回出てるものでいえば、議論しないことになるということが表現されていますけども、これは先ほど言ったとおり、議論する機会は議員提案をすればできます。それから、陳情を議決案件として議題に供した場合は、議論することが目的ではなくて、意思決定することが目的になって、結論として出されるので、そのところは単なる議論することが目的として扱われるものではないということで、その意思決定が、例えば否決された場合は、その考え方は米子市議会は持たないという意思決定をするという重みを含めた考え方で我々は責任を持って臨まなければならないし、結果を重く尊重しなければならないと思っております。

それから、最後のところに、合理的な理由がなく、なぜ急にというようにありますが、これは先ほども言いましたように、私はその合理的理由は、市民が置いていかれて、私たちが全てを負託されたかのように先に意思決定をして、それを市民に、その決定意思を市民に伝えるという、主体と客体の逆転が市民の中に起きる。よそから、ほかの市民からの提案に。これを時間をかけて市民から吸い上げて、市民の意見として上がってきた御意見

であれば、それはそれで、今のこの今回やろうとしている市民からの陳情として受け付けるということで正常化するので、その主体と客体の逆転現象がなくなるということで、請願権のもととの趣旨である、先ほど言いましたような形に正常にする必要が私は一刻も早くあったと思っているので、立法事実がないという御意見も前の陳情でありましたけども、私はその法的、制度的なきちとしたものにしていくという事実があつて、しかもそれはできるだけ早く解消すべきだということは私の中ではあるので、このことに当たらないということで、賛同できないということで、採択しないを主張します。

**○戸田委員長** 次、錦織委員。

**○錦織委員** 採択です。これまでも述べましたように、グローバル化の時代に、陳情を米子市外からのものはそれぞれの配付するのみというようなやり方では、やっぱり陳情者は議会で議論をしてほしいと。それぞれの議員がそれぞれで勉強してくださいねということではなく、一定の結論を出してほしい、審議をしてほしいという思いで出されるわけですから、市外の人からはもう受けませんと、主体と客体が逆になるから、言わばよそからは言われたくないっていうような、そういう、私は排外主義だというふうに思いますが、そういうことではやっぱり米子市議会としては後退だというふうに思います。

それから、請願はやっぱり紹介議員が要ということとは、一般的にはハードルが高いということだというふうに思いますので、陳情は採択すべきだというふうに思います。

**○戸田委員長** 次、国頭委員。

**○国頭委員** 98号については同じように採択ということでお願いしたいと思います。

理由は、先ほど中田委員が原発関連に陳情を出したからといって政策には全く関わっていないという発言をされましたけども、私はそういうことはなかったと思っておりますよ。陳情が出たから、やっぱり特別委員会をつくってきましたし、議論してきたという事実があるのに、そこを無視するというのは本当にどうかなという考えであります。いかがなものかなと思っております。そういう意味では、私はここ、書かれていることが本当にもっともだと思いますし、市外からの意見を聞かなくなるということは、私は井の中の蛙になるんじゃないかなと、そう思ってますので、そういう皆さんが結構おられるんだというのが、私は、これは個人的な考えですんで、言わせていただきたいと思ってます。以上です。

**○戸田委員長** 意見言ったことについて意見言ったんじゃないの。

塚田委員。

**○塚田委員** 私は不採択を主張いたします。理由は先ほどと変わらないでございます。本当に陳情を全て受け入れますので、ぜひともよろしくお願いしますということでございます。あとは、本当にその中の陳情でいい意見は、いい陳情は議員が精査して取り上げていきたいと思しますので、よろしくお願いしますので、不採択でお願いいたします。

**○戸田委員長** 次、奥岩委員。

**○奥岩委員** 96号、97号ございましたので、同一趣旨かと思しますので、先ほどまでと同じ理由で不採択でお願いいたします。以上です。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 私も先ほどと同様に不採択でお願いします。理由は一緒です。

**○戸田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第98号、米子市議会における陳情書の取り扱いを変更しないことを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、錦織委員〕

**○戸田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第98号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。御苦労さまでした。

それでは、議会運営委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時27分 休憩**

**午後2時28分 再開**

**○戸田委員長** それでは、議会運営委員会を再開いたします。

次に、協議事件1、広報広聴委員の選出についてを議題とします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から1人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

委員長の指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、広報広聴委員会の委員に奥岩委員を選出いたします。よろしくお願いたします。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、協議事件に入りたいと思います。

先般、今の蒼生会の塚田委員さんと奥岩委員さんの連名と、並びに共産党米子市議団の錦織委員さんから意見書を出していただきました。

本日の進め方でございますが、皆さんにお諮りしたいと思います。まず、今の錦織委員さんの案件と、奥岩委員さん等が出されておられます6月19日の本会議での議事運営についてが同一案件というように伺いますので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、まず初めに、錦織委員さんのほうから説明をしていただければ、お願いしたいと思います。

**○錦織委員** ありがとうございます。私のほうからは2点出させていただきました、協議していただきたいということで。

6月19日の本会議の松田真哉議員の関連質問に対して、市長は数回、私の記憶では数回に及んだと思うんですが、反問権を使うということは言わずに反問をしておられたというふうに思いましたが、副議長はこれを制止するとか、反問ですかとかっていうことが、投げかけがなく、そのままされたということで、議会運営でどうだったのかなとい

うことで、ちょっとここは協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、２点目に、松田議員に対してかなりヒートアップした場面がありましたが、そういう中で市長は、あなたはこうだから、これからはこういう態度にすることにしたとか、あなた方ということで義理のお姉さんの山川県議の名前を直接出すとか、そういう場面がありまして、これはちょっと私も議場にいて、困ったかと、松田議員は、言えば３年目とはいえ新人議員で、それで、市長は３期目を迎えて脂の乗る頃だというふうに思うんですけれども、そういう米子市政を運営していく者と、執行者として、重責のある者の態度とは言えないのではないかとというふうに思って。ただ、議会として何も市長に対して言わなくていいのかということで、市長に対しても何らかの議運として申入れをするなりしたほうがいいのではないかとということで、これについても協議していただきたいというふうに思いました。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員から。

**○奥岩委員** まずは、急な案件にもかかわらずお時間取っていただきまして、ありがとうございます。

錦織委員さんからのほうでもお話がございました、６月１９日の本会議の際の議事運営についてなんですけど、当日なかなか田村副議長も大変だったと思うんですけど、いろいろヒートアップするような場面もあったりですとか、先ほど錦織委員さんからもありました、反問権のところはどうだったのかなっていうようなところも、振り返ってみますと、今までの議会ですとか委員会とかでも似たようなことがあったのかなと思いましたので、この１９日に限って言えば、同じような質問と同じような答弁が続いたということもありました。ただ、我々議会側全体としても、それを議長に諭す、議長といいますか、当日は副議長さんがされてたんですが、諭すような場面もあまりなかったように思いますので、そういった対応も、全体を含めて、議事運営、議事の進行の仕方、ある程度見直していただけたらなというふうに思いますし、また今後、同様な案件があった場合に、どういうふうに対応するかっていうのを、一旦、議会運営委員会なのか、議長、副議長、委員長、事務局のほうなのか、そういったところで実際に議事を運営していく方々のところで情報整理をしていただいて、これからの議会に臨んだほうがいいんじゃないかなというふうに考えまして提案させていただきました。今定例会中の案件でございますので、できれば今定例会中にどういうふう to 今後対応していきましようねというような案が出ればいいのかと思いますし、これ、あんまり時間をかけるようなことではないかなというふうに思っていますので、そういった趣旨で提案させていただきましたので、ほかの委員の皆様ですとか、委員長、正副議長、または事務局のほうからいろいろ御意見ですとかいいアイデアがあればいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

**○戸田委員長** という御意見でございましたが、皆さん方の御意見を拝聴したいと思いますが。

国頭委員。

**○国頭委員** 私も市長の当日の議事録を見させていただきました。その中で、やはりけんかみたいになって、山川議員のことを言われたりして、松田議員に当たっておられるかなという感じも受けました。ずっと見てみると、やはり頭からずっといくと、答弁拒否みたいな形で入ってきまして、ずっと見てみますと、やはり宣言みたいなものも途中であった

りました。先ほど錦織委員が言われたように、「その質問の意図がよく分からない限りについては、よく答えられないというふうにこれからはしていきたいと思います」、ちょうど議事録開けてもらって8ページのところですけど、宣言とも、これからは松田議員に対してはこういうふうにしていくんだみたいな宣言とも受け取れるような形ですね、であったりして、最後においては、答弁拒否をしている理由と受け取られるような、これは9ページですけども、「まさに誤解をあえて導くかのような発言をここで義理のお姉様がされていました。したがって、市長は何もしていないというような」ですね、「したがって、まさにいらっしゃる皆さんに正しい情報が本当に伝わっているんだろうかと私は疑念に思います」と。「そのことを先ほど申したわけであります。ここは重々承知をしていただきたいと思います」というような、答弁拒否をしておられるという理由みたいなものを申しておられるということであります。ここをずっと見させていただくと、それから、うちの会派から出させていただいた議員としてどうかというような文言もあったと思います。そういうものを見ますと、やっぱりこのままで、これでよしとするのならば、ずっとこの答弁はこのスタンスで是認したってということで続けていかれると思いますんで、しっかりと、今議会なのか、終わってからなのか分かりませんが、検証していただきたいなと思います。皆さんにも考えていただきたいと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** まず、先ほど錦織委員さんからおっしゃっていたこと、それから奥岩委員さんがおっしゃっていたことというところのお聞きいたしまして、私が受け止めた範囲で、もし間違っていたら申し訳ありませんが、後からおっしゃってください。

錦織委員さんがおっしゃっている、まず2点目のところなんですけれども、2点目のところっていうところに入る前に、実際、議場でのやり取りということを正確にもう一度聞いているわけではありませんので、何とも申し訳ないところではあるんですけども、この前に、まずは、松田議員さんも何度も何度も同じ質問を、市長からの自分の意に合った答弁がないからといって、何度も何度も同じ質問をなされたというふうに私は記憶をしております。そういう段階では、同じ質問をし、同じ答弁しか返らないっていうことであれば、私、常任委員会の委員長をさせていただいたときにも委員さんに、こういう意味で同じことを何度も言っておられますけれども、これ以外に答弁は返りませんが、まだ答弁求められますか、こういう意味、こういう趣旨のことを言っておられますよ、それでは駄目ですかって言って委員さんに問うたことがありますし、違う質問をしてくださいっていうふうに言って質問を途中で違う形に変えられたりとかっていうことも何度もありました。それは委員長の権限として議事をきちっと、委員会を運営するという意味で必要だったからそういうふうになりました。そういう意味では、本会議ではありますけれども、錦織委員さんが書いてくださっているように、副議長は制止しなかったっていうふうに書いていらっしゃるんですけど、私としては、この一連の流れの中で、まずは松田議員さんが何度もおっしゃっているっていう中で、同じ答えしか返ってきていなかったという現実の中で、まずは松田議員さんに、これ以上言っても同じ答えしかありませんよっていうことで、まだ同じことを聞かれますかっていうことで、まずは議長がきちっとそこで聞くべきでしたっていうことがまず1点目。

そして、その後に、もちろんそれをしていたら、そこでもしかしたら松田議員さんは違う形の質問をなさっていて、違う答弁や違う流れになっていたかもしれないな、これ、「たれば」ですから、しれないなということを考えると、2 番目におっしゃっているような、錦織委員さんが2 番目におっしゃっているような感情のぶつかり合いと見えるようなことも起こっていなかったのかもしれない。しかし、これは「たれば」ですので、それは分からない。でも、少なからず、松田議員さんが何度も同じことをお聞きになっているというところで副議長がきちっとした議事進行をしなかったということは、これは事実だなと私も思っています。

それに対して、何度聞かれたとしても、市長はきちっとした答えをするべきですから、それに対して何か物申したければ、錦織委員さんがおっしゃっているとおり、反問権を使いますということを言わないと、自分の言いたいことを言っちゃいけないのが、言っちゃいけないという大変ですけど、言わないというのが本筋です。ですけど、そのときに、それは反問ですかというふうに副議長がきちっと、反問だったら反問権を使いなさいというふうにその場で言わなければならないところも、それも言ってなかった。それもあると私は思っています。そこでもいろいろなことがあったら、いろんなことおっしゃりたい、市長がおっしゃりたいことがあったとしても、反問権を使えば、制度として認めてますので、そこをきちっとした形で議事の運営、議事の進行ができたはずだと思うんですけど、そこもあったという意味では、まずは第1 点目に書かれている部分が全てではないかなというふうに思いますし、先ほど奥岩委員さんがおっしゃっていた部分で、同じ質問でって、議事の進行についての対応ができていなかったのではないかなというふうにおっしゃっているのも多分そういう意味ではないかなというふうに私は思っていますので、当日のこと、過去に起こっていることについてですので、そういうふうに私は判断した上で、今後このような場合は、そのときそのときに応じた議事運営、議事進行をきちっと進行すべき人、これが委員会だったら委員長がすべきですし、その権限はきちんと規則で決まっていますのでね、そういうところをきちっとしていくということは、我々も委員長にいつかなる可能性もあるので、そういうこともきちっと自分に言い聞かせた上で、そこはきちっとした議事進行をしていけばよかったのではないかなということを踏まえて、これからはそういうことでお願いしたいというふうに思っています。

ごめんなさい、長くなって申し訳ないんですけど、先ほどおっしゃっていた錦織委員さんの2 点目のところに対してなんですけれども、1 期目だろうと3 期目だろうと10 期目だろうと、二元代表制をもってしている以上は同等ですので、1 期目だから何言ってもいいとか、3 期目だからもっと重責を担ってみたいなことではないというふうに思っていますから、これは同等の立場でお互いに話をしなければならないところだと思っていますので、どちらがいいとか悪いとかではなくて、きちんとした形でやっていくということをそれぞれが考えないといけないというところだと思いますので、重責ある態度とも言えないというのは、錦織委員さんがそういうふうにおっしゃった、感じられたことは分かりますが、そこをもってして、我々議運ですとか、議会からということで申し上げる、市長へ申し上げるということは筋が違うのではないかなというふうに思っています。

もう一つ申し上げるとすれば、すみません、長くなって、もしか、何らかの形でそれぞれ当事者である方たちに、何かを求めたいというふうにおっしゃったと、そういうことを

おっしゃる方がもしあるとしても、それは御本人たちが決められることですから、これまでも議会から、議長からとかでも不規則な発言ではないかっていうふうに注意をされたっていう場面も私も聞いておりますが、議会中ですから、もし訂正なり撤回なり削除なりっていうことを求められるんでしたら、委員会でしたら委員会中ですよ、本議会なら議会中ですよっていう話をして、そのときに訂正された方や削除を求められた方もありますが、しないと言ってされなかった方もありますし、それは結局は議員一人一人、市長もそうですけど、それぞれ自分の発言には責任を持って対処するというのが一人一人がやるべき責務だと思いますので、それについて我々が議会としてとか議運としてというようなことをしなさいというようなことはできないなというふうに思いますし、申入れに関しても議運からというのはちょっと筋が当たらないのではないかなというふうに思います。

長く言ってすみませんでした。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** すみません、今日の議運で、先ほど委員長が冒頭に言われたように、この今日の議運で扱うべきものと、これは前回も、今後もうちょっと落ち着いて制度設計としてあると思うんですけど、今日の委員会で扱うものとして私が賛同してる理由は、今ちょっと今城委員が言われましたけど、議事運営上ね、議事運営上、何か問題があって、早急に要は徹底しなければいけない、先ほど、当日の議長、副議長の議事運営上の同じ質問が繰り返されたりとか、あるいは反問権がきちっとした形で行使されるような段取りにならなかったこととか、そういったことを残りの期間やるとして、本会議は終わったけども、委員会でも同じルールで基本的にやりますので、それで、今度は委員会において委員長とか副委員長がその職責において議事運営する上で問題があるとすれば、そこを今のうちに直ちに修正しておく、あるいは徹底しておくという意味でのことと、それから、今回提出されてますけども、中身が、発言の内容が問題があったという部分において、2通りあると思うんですね。この今、まさに今城委員が言われましたけど、この発言が問題があったかどうかというところは、なぜ議会の中でやるかという、本人がこの議会中でなければ修正できないからですよ。だから、ここでここが問題だったということを明確に指摘できれば、そのことをお伝えすることができても、ちょっと錦織委員さんのほうから提出されてる部分で、市長に対して何らかの議運として申入れをしなければいけないんじゃないかという御提案がありますが、議運として何を市長に申入れをするのかといったときに、あなたの発言が悪かったというか、不適切だったという趣旨にさっき聞こえましたけど、それを受け止めて修正するかどうかは、市長が例えば自分を修正する必要があるかないかで、必要があると認めた場合ですよ。ですから、そのところははっきり分けてやるべきだと私は思います。

それから、同じことになるかもしれませんが、あそこに参加されている当局の皆さん方っていうのは、議会から議長において出席を、答弁のために出席を求めた者として出席してあるので、一問一答方式を原則としてやったときに、そのきちっと質問に対して答えたかどうか。その答えは、その内容が気に入るとか気に食わんだとか、そんな問題ではなくて、Q&Aが成立してるかどうかですよ、考え方は違う場合もあるので。そこが問題があるのかどうかということと、それから、一問一答でやってるんだけど、それがち

よって何回も同じ趣旨のような形が続いて、しかも反問権がきちっとした形で行使されなかったもので、今回この起きてる、結果起きたことの部分については、文脈として捉えなさいいけない部分もあると思います。だから、それをぱっと一問一答のところだけを切り取って、こういったことに対してこう答えたっていう形にはならない部分が繰り返されたことによって、しかも反問権がきちっとした行使になってない形によって、文脈で捉えたときにどうなのか、お互いの質問の答弁の内容がということがあると思うので、やっぱりそういうところから見ると、言い方悪いですけど、どっちもどっちの発言があるので、そこんところを議運としてどう捉えるのかっていうことだと思うんですよね。だから、ただ、注意徹底することがあるとすれば、委員会に入る前にこういうことを徹底しましょうとかっていうことは私は理解できます。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 本件、非常に考えました。要は、落としどころもなかなか見いだせないしっていうふうに、何とか、でも、この問題っていうのは、やっぱりみんながこういう機会だからよく考えるべきだろうなとは思いました。その中で、奥岩委員からのほうは、いろいろこの案件に関してはこの議運で協議してくれと、そして、錦織委員のほうからは、市長に対しては何らかの議運として申入れをしたほうがよい。これは、私の考えは間違ってるかも分かんけど、議運としてではなくて、議長からちゃんと正式に、もし申入れをするんだったら議長からと思ってます。議運はあくまでも議長の諮問機関であるというような認識だと思っておりますんで。それを申入れをするかどうかなんですが、当日、田村副議長が差配をされてた中で、なかなか皆様も経験されてるとおり、その時々ですぐぱっと対応できれば、それはもう本当に素晴らしいことかもしれんけど、なかなかそうもし切れないというような場面もあろうかと思えます。事務局長もその隣におられて、いろいろ考えられたとは思いますが、当日、この運営はどうだろうかと。確かに同じような意見、答弁が繰り返されてた。その中で結構辛辣な言葉もあった。それから、これは反問権じゃないのと思われるような部分もあったかもしれないってことで、僕の中では、ちょっと当日の差配をされた田村副議長に、多分いろいろお気持ちもあろうかと思えますので、一回ちょっと話を聞いてみたいと思っておりますし、もう1点言えば、反問権については、僕は全員が改めて確認すべき事項だと思ってますので、それこそ閉会日の昼からの議運でも確認できるのかなと、それをしっかり残しとこうというようなふうにも思っております。今、反問権についてやるかどうかっていうのは、まだちょっと疑問です。

それと、これは私の気持ちですが、事務局長にちょっと申し上げたいのは、あらゆる流れを副議長が、ちょっと漏れ聞こえたところ、副議長が当日は両者に対して意見を申し上げたというふうに漏れ聞こえてきました。というような状況を事務局さんは全議員にすぐ伝えるべきではないかなと。だから、伝わってないから何となく悶々としてるような状況が続いたのかなと思ってます。だから、こういうような案件について、こういう意見もあった、当日の議長はこういうふうな対処をしましたというようなことを丁寧にやっぱり伝えるべきだと思っております。これは私の意見ですけども、そういうふうに、できれば今後もより丁寧にやっていただきたいというようなこともありますもので、もし時間が、どうしても時間がかかっちゃうかもしれないけど、田村副議長の当日の流れ、いろんなその思

いがあるかと思いますが、聞きたいと思います。

**○戸田委員長** 田村副議長。

**○田村副議長** まずもって、今回、適切な議事運営がちょっとおろそか、できてなかったということに対しては、まずもって皆さんに反省申し上げたい、申し訳なかったと思っております。

今回、反問権という言葉が出ておりますけれども、反問権というのは私なりに考えて臨んだということは、結局、質問者に対して、趣旨がよく分からないから、それを、どうということなんですかということ聞き返して、より深い議論に進めていくというものであるというふうに私のほうで理解しております、市長の答弁の中で、なぜそのような考えなのか理解に苦しむといった、自己完結で、いわゆる疑問形を呈しながらも自分で理解に苦しむというようなお話がありましたが、これはいわゆる自問自答のような形でおっしゃったというのが私の中では5回ございました。これに類することは過去の議会でも度々ありまして、こういったことに関しては私としては反問権という確認まではしてなかったというのが事実でございます。しかしながら、岡田議長からも指導いただきましたけれども、議会の中では質問者の質問に対してのみ答えることであって、それ以外は反問になるんじゃないかというような指導もいただきました。今後、このようなことについては、必ず確認を取って、反問権の行使を確認して議事を進めたいというふうに考えております。以上です。

**○戸田委員長** 事務局、何かありますか。

**○毛利事務局長** そうしますと、事務局長の私から、先ほどの岩崎委員がおっしゃった、事務局もしっかりと事のてんまつを全ての議員に伝えるべきだということに関しましては、その当日、本会議後に両者を呼ばれたこと、そして伝えられた内容についてはしっかりと整理をした上で全部の議員に伝えるべきだったなというふうな反省をしております。ただ、まだまとめ切れてないところがありますけれども、速やかに整理をして、議長として当日思われたことを松田議員、そして市長、両者に申入れはされておりますので、その内容については整理して、全ての議員さんにお知らせをするようにしていきたいというふうに思いました。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 尊重していただきましてすみません。今、局長が皆さんにお知らせするというふうにおっしゃっていましたが、私は、事実として、松田議員に話をされましたって、例えば、それを内容がどんな内容で、例えば松田さんがこういうふうに答えて、こういうふうな話でしたっていうことを本当に全議員に知らせる意味がありますかって、必要がありますかと私は思いますし、市長においても、趣旨として、例えばきちんと言われたことに対してはきちっと答えることとか、反問権を使うなら反問権をきちっと行使しなさいっていうこととかを、きっとそういう趣旨で言われたんだろうと勝手に思ってますけど、そういうような、何を言われたんだっていうことなのであって、やり取りだとか、何をどういうふうに答えたのかっていうことをもしあからさまにしようと思うのであれば、松田議員さんにもそのことを、どこまで言っているんですかっていう話をちゃんと確認しないと、勝手にこちらで、明らかにするべきだみたいなことをここで言う必要は一つもないと思っておりますので、当日、田村副議長が、議長の権限を持って各人に注意をされたという事実

があるなら、それだけで十分ですので、そのことをきちっとおっしゃって、この場できちっと副議長が、どういうタイミングでどういうふうに言ったよぐらいのことを言ってくださるなら、もうそれ以上、内容のことなんかを事務局からわざわざどんな内容で試みたかなことを言ってもらふような必要は一つもないと私は思ってますので、そこは皆さんのお考えいかがですかというふうに聞きたいと思います。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 同感で、同感でして。本会議場の議事運営権を持ってるのは議長だけです。あのとき副議長が代行しとって。ですから、その議長の議事進行に関わる運営権の中で問題があると認められたことを、直ちに関係する者に修正なり注意を促すというところまでされてるんであれば、一つその部分是对応としては完結してると思います。あとは、先ほど私、言いましたけど、言われた本人が修正をしたいのなら、この議会の会期中において、その修正の機会を得るということをするかしないかという話です。副議長の対応としてはそれで正解だと思ってて、それを内容も含めて徹に細にするっていうのは、ちゃんと何か正式な要望書のようなものが出てきて、それを全議員で徹底した上で解決を図るというような趣旨のものとは違いますから。だから、それであれば、対応としては取りあえず、一つ完結してるんじゃないでしょうか。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、よろしいですか。

**○戸田委員長** どうぞ。

**○奥岩委員** 今、今城委員、中田委員おっしゃられたんですけど、特に事務局に対して、副議長さんがこういう対応をされましたっていうのを事細かに詳細に知りたいっていうわけではないので、先ほど副議長さんもおっしゃっておられたんですけど、当日の話も分かりましたし、もう既に当該の方々には対応されてるっていうことでしたので、冒頭の私の話に戻るんですけど、今後の議事運営をどうやっていったほうがいいかっていうのを、我々、文字どおり議会運営委員会ですから、今後の議事をどういうふうに進めようかっていうお話をさせていただけたらと思いますし、あとは、委員会においても同じことが言えますので、中田委員おっしゃられたとおり。

あと、事務局長ばかり言って申し訳ないんですけど、事務局のほうも結構体制が変わったばかりで、今回、初の議会っていうのもありますので、だからといってフォローができないっていうのを容認しているわけではないんですけど、そういったところ、お互いきちっと精査した上で、議会運営をどうするんだとか、どういうところを気をつけようっていう話をさせていただけたらなと思います。その上で、同様、同一趣旨の質問が会議中に繰り返された場合は、どういった対応を取りましょうっていうのを、議長さんですか、委員長さんですか、きちっと話をさせていただけたらと思いますし、また先ほどありました反問権につきましても、条例とか会議規則だけ見るだけだと、反問権できますっていうだけですので、じゃあ、どういうふうに行使しましょうっていうところが、個々の委員長さんですか議長さん、副議長さんの差配の仕方によって変わるっていうことが、場合によってはいいかもしれないですけど、あまりそれがいいとは思いませんので、そういったところを、運用の仕方のところを共通認識で持っていただきたいなと思いますので、そういったところを今回お話しできるのか、すぐ対応していただいて、今会期中に対応し

ていただくのかっていうのをお願いしたいと思います。

○戸田委員長　という御意見。

中田委員。

○中田委員　すみません、何遍も。

○戸田委員長　いいですよ。

○中田委員　今の反問権も、議会基本条例の解説っていうのがみんなに配られてるでしょう。お手元でも手に入る、ありますよね、タブレットでも見れる。解説にははっきり反問については、反論っていうことも含めて、反論と、それから、先ほど副議長が言われたことができるということで書いてあるんですよ。ですから、議会関係の、地方自治法も含めて、品位保持から始まって、どういった、質問に当たっての注意すべきこととかも、運営のことも書いてありますよ、自治法にも、会議規則にも、委員会条例にも。やっぱりそれぐらいのことはね、スポーツでもルールを知ってやらないとスポーツにならないんですよ。やっぱりそのぐらいなことは徹底して、発言する側も、質問する側も、受ける側もやらなきゃいけないと思います。特に反問権は、こちら側というよりは、反問権をどう使っているのかが分かってないから、市長の側が。だから、使い方をやっぱり徹底しとかなないと駄目だと思いますよ、こちらが気をつける話ではないと思います。使う側がきちっと反問権使わせてくださいって言えば済むことですからね。ですから、やっぱりその辺のルールは、特に早急にだけど、これから始まる委員会に当たって、正副委員長はそのぐらいいは読んでおいてほしいです、特に解説ぐらいのところは。以上です。

○戸田委員長　ほかにありませんか。

錦織委員。

○錦織委員　私も今日出させてもらった、協議してもらいたいっていうことで、1のほうは今話の中で私も理解しましたし、やっぱり執行部側に特に理解してもらわなきゃいけないっていうことも分かりました。

2に対しては、当日のうちに双方に注意っていうか、されたということで、どういう内容かっていうのは本当は知りたいんですけども、ただ、あのやり取りの中を総合して副議長が言われたことなので、それは私は了というふうにしたいと思います。

ただ、市長さんは、何ていうか、固有名詞を出して言われたこととかっていうのは、やっぱり本当は削除すべきだろうなと思いますけれども、市長がどう考えるかということで、いまだにそれが無いんで、されないんだろうなというふうには思いますけれども。ただ、ちょっと責任上ね、本当に持たないといけないということだと思います。以上です。

○戸田委員長　ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員　私も市長においては、反問権を使ってるのか使っていないのかような曖昧なところが、実際のところは私も野坂市長のときに反問権を使われたのを見てないので、くださいって言われて、何かあれでしたけど、反問権を使われたこと見たことがないので、その辺しっかりと市長としても把握されて、行使をするならしていただきたいと思っております。

あと、発言についていろいろ言っておりますけども、これも市長に一回注意されてるんで、あとは、もう市長が取り消すなら取り消すというような考えで判断されるということ

でいいんですかね。

その辺り、議運としては難しいということであつたら、そういった旨も議長、副議長に出しておりますんで、今後も含めて考えていただけたらなと思っております。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 議長、何か見解ありますか。

岡田議長。

**○岡田議長** すみません、6月の19日は私、ちょっと欠席をしておりますて、大変申し訳ございませんでした。

今日の、議会運営委員会の皆様からの御意見を重く受け止めまして、今後の議事進行に関しましては、より議論が深まるように気をつけて議事進行をやっていきたいというふうに思います。

あと、今日いただいた意見をまた我々正副議長、それから議運の正副の委員長とも協議をさせていただいて、よりこの議会運営、そして委員会運営も実りあるものになるように今日の議論を生かしていきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

**○戸田委員長** という内容でございましたが、皆様、何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、次に移らせていただきます。

次に、5月16日の議会運営委員会において、執行部の出席者について渡辺委員から発言があつたが、今後はどのように対応されるのかについてを議題としたいと思います。

奥岩委員、説明をお願いします。

**○奥岩委員** 何度も失礼いたします。これ5月16日のときに、議長のほうから今後、真摯に対応されますっていうことだったんですけど、その後、実際の運営のほうは事務局のほうがされると思うんですけど、その後どういうふうに対応されていくのかなっていうのが気になったものですから、あればお伺いしたいなと思います。

**○戸田委員長** 毛利事務局長。

**○毛利事務局長** そういたしますと、5月16日の臨時議会におきまして、執行部側の代表者の欠席があつたという件でございます。このことに対しては、事務局でまず課題をまとめまして、対応について、議長、副議長をはじめ議会運営委員長、そして、代わられましたけど当時副委員長、その4名に報告をいたしまして、対応策を話し合いました。それにつきまして、課題につきましては、今回の課題ですが、開催日調整段階で上程する議案の確定がなかったために、必要な関係者の確認ができなかったことが問題だということを受けまして、対応として、今後、議案に対しての出席関係者の確認を徹底する、こちらは議会事務局のほうがまずは確認をするんですけども、日程調整をするとき、そして議案確定時点、これで事務局のほうからは執行部のほうにしっかりと確認をしていくことに併せまして、もし、その関係者に出席ができないような状況があれば、今後、議長及び議会運営委員会の委員長等と協議いたしまして、状況に合わせてその日程を変更する、あるいは議案の変更を行ってもらおうというような対応をしていこうという対応策を考えておりま

す。そして、そのことについては執行部側へ、事務局の事務のやり方だということで執行部側へ、口頭ですが申入れを行ったところでございます。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 当日、渡辺委員もおっしゃっておられたと思うんですけど、臨時議会ですから、臨時に開く必要があつて、急な案件でというところでそういったことが起きておりましたので、今言われたようなことはもちろん徹底していただきたいですし、対応もすぐ考えられたと、議運のときも議長さんからもおっしゃっておられて、今後、対応していきますよというようなことだったんですけど、今おっしゃられたような話が決まっていたのであれば、今6月定例会が始まっておりますので、その定例会の最初のときにできれば教えていただけたらなというふうに思いました。

この後ももう一つだけ伺わせていただけるとは思うんですけど、臨時議会のところから始まって、今回6月定例会が始まって、いろいろとばたばたばたとしたというのがありますので、苦言を呈すわけではないんですけど、いろいろなところを、やはり議会運営委員会の委員も含めてきちっと見た上で議会運営していかなければいけないというのは、私も注意してまいりますし、協力はしてまいりますので、きちっと法令にのっとりて議会というものをやっていきたいと思っておりますので、その辺りは事務局のほうも御協力いただければなと思ひますんで、よろしくお願ひします。以上です。ありがとうございました。

○戸田委員長 ほかにございませんか。いいですか。

じゃあ、この案件については、以上の内容で皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、6月16日の民生教育委員会のやり直しの対応についてを議題としたいと思います。

中田委員。

○中田委員 これ、利害関係者特定されるんですけど、秘密会でしなくてもいいんですか。

○戸田委員長 という御意見が。

○中田委員 私はそうしたほうがいいと思うんですけど。

○戸田委員長 どうでしょうか。

今城委員。

○今城委員 副委員長の立場でお願いするというのもちょっと申し訳ないような発言にはなるんですけども、やはり、あつた事実というかということは議員の皆さんも大体お察しでしょうけれども、なぜそうなつたのかというようなことについても、ここで話をすることになりましたら個人を特定するような会議になると思ひますので、ぜひ秘密会にしたいと思ひます。

○戸田委員長 という御意見ですが、よろしいでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、それでは、この案件については秘密会といたしますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○戸田委員長 関係者以外は排除します。

午後3時16分 秘密会開会

**午後 3 時 4 5 分 秘密会閉会**

**○戸田委員長** それでは、事務局から何かございますか。

〔「ございません」と毛利事務局長〕

**○戸田委員長** 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

**○戸田委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 4 5 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次